

市第 110 号議案

横浜市なしの木学園条例の一部改正

横浜市なしの木学園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市なしの木学園条例の一部を改正する条例

横浜市なしの木学園条例（昭和55年10月横浜市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「知的障害児施設」を「障害児入所施設」に改める。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 知的障害のある児童を対象とする法第 7 条第 2 項に規定する
障害児入所支援

第 3 条第 2 号中「第 5 条第 9 項」を「第 5 条第 8 項」に改める。

第 6 条第 1 項中「知的障害児施設支援を」を「障害児入所支援を」に、「第24条の 2 第 2 項」を「第24条の 2 第 2 項第 1 号」に、「知的障害児施設支援に」を「法第 7 条第 2 項に規定する障害児入所支援に」に、「同条第 1 項」を「法第24条の 2 第 1 項」に、「特定費用」を「入所特定費用」に改め、同条第 2 項中「第29条第 3 項」を「第29条第 3 項第 1 号」に改め、「定められた」の次に「同法第 5 条第 8 項に規定する」を加え、「同条第 1 項」を「同法第29条第 1 項」に改める。

附則に次の見出し及び 3 項を加える。

（利用者に係る特例措置）

- 4 施設は、第 3 条に規定する事業のほか、当分の間、知的障害者（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。）のうち次に掲げるものを対象とする障害者自立支援法第 5 条第 7 項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第11項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）を行うものとする。
- (1) 平成24年 4 月 1 日以後18歳に達する者で、18歳に達する日の前日に施設において法第 7 条第 2 項に規定する障害児入所支援を受けていたもの（18歳に達する日以降引き続き法第24条の24又は第31条第 2 項の規定の適用を受けることとなる者を除く。）
- (2) この項の規定により行われる生活介護又は施設入所支援を受けようとする日の前日において法第24条の24又は第31条第 2 項の規定の適用を受け施設において法第 7 条第 2 項に規定する障害児入所支援を受けていた者
- (3) 平成24年 4 月 1 日の前日において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第 5 条の規定による改正前の法第63条の 2 第 1 項又は第63条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用を受け施設において同法第 7 条第 3 項に規定する知的障害児施設支援を受けていた者
- 5 前項の規定により行われる生活介護又は施設入所支援を受けるため施設を利用する者（知的障害者福祉法第15条の 4 又は第16条第 1 項第 2 号の規定により利用する者を除く。）は、障害者自立

支援法第29条第3項第1号の規定により定められた生活介護又は施設入所支援に係る費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の実費相当額を基準として市長が定める額の使用料を納付しなければならない。

6 第6条第4項の規定は、前項の使用料について準用する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提 案 理 由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、関係規定の整備を図るとともに、利用者が引き続き横浜市なしの木学園を利用できる特例を定めるため、横浜市なしの木学園条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市なしの木学園条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（設置）

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。

）第 42 条に規定する障害児入所施設として、横浜市なしの木学園

（以下「施設」という。）を横浜市泉区に設置する。

（事業）

第 3 条 施設は、次の事業を行う。

(1) 知的障害のある児童を対象とする法第 7 条第 2 項に規定する
法第 7 条第 3 項に規定する知的障害児施設支援
障害児入所支援

(2) 知的障害のある児童を対象とする障害者自立支援法（平成 17
年法律第 123 号）第 5 条第 8 項
第 5 条第 9 項に規定する短期入所

（第 3 項省略）

（使用料）

第 6 条 第 3 条第 1 号に規定する障害児入所支援を 知的障害児施設支援を 受けるため

施設を利用する者（法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により利用する

者を除く。）は、法第 24 条の 2 第 2 項第 1 号の規定により定めら

れた法第 7 条第 2 項に規定する障害児入所支援に係る費用の額及

び法第 24 条の 2 第 1 項に規定する入所特定費用の実費相当額を基

準として市長が定める額の使用料を納付しなければならない。

2 第 3 条第 2 号に規定する短期入所のため施設を利用する児童（

法第 21 条の 6 の規定により利用する児童を除く。）の保護者は、

障害者自立支援法第 29 条第 3 項第 1 号の規定により定められた同

法第 5 条第 8 項に規定する短期入所に係る費用の額及び同法第 29
同条第 1

条第1項に規定する特定費用の実費相当額を基準として市長が定める額の使用料を納付しなければならない。

(第3項及び第4項省略)

附 則

(第1項から第3項まで省略)

(利用者に係る特例措置)

4 施設は、第3条に規定する事業のほか、当分の間、知的障害者(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。)のうち次に掲げるものを対象とする障害者自立支援法第5条第7項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)及び同条第11項に規定する施設入所支援(以下「施設入所支援」という。)を行うものとする。

(1) 平成24年4月1日以後18歳に達する者で、18歳に達する日の前日に施設において法第7条第2項に規定する障害児入所支援を受けていたもの(18歳に達する日以降引き続き法第24条の24又は第31条第2項の規定の適用を受けることとなる者を除く。)

(2) この項の規定により行われる生活介護又は施設入所支援を受けようとする日の前日において法第24条の24又は第31条第2項の規定の適用を受け施設において法第7条第2項に規定する障害児入所支援を受けていた者

(3) 平成24年4月1日の前日において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)第5条の規定による改正

前の法第 63 条の 2 第 1 項又は第 63 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用を受け施設において同法第 7 条第 3 項に規定する知的障害児施設支援を受けていた者

5 前項の規定により行われる生活介護又は施設入所支援を受けるため施設を利用する者（知的障害者福祉法第 15 条の 4 又は第 16 条第 1 項第 2 号の規定により利用する者を除く。）は、障害者自立支援法第 29 条第 3 項第 1 号の規定により定められた生活介護又は施設入所支援に係る費用の額及び同条第 1 項に規定する特定費用の実費相当額を基準として市長が定める額の使用料を納付しなければならない。

6 第 6 条第 4 項の規定は、前項の使用料について準用する。